

令和2年度理研-九大科学技術ハブ共同研究プログラム 募集要領
補足説明

■ 共通事項 ○ 理研側事項 ◆ 九大側事項

1. 申請資格について

Q1:相手方の共同代表予定の研究者が、他の研究者と同プログラムにすでに申請予定であるが、共同代表者が重複となって申請することは可能か。(■)

A1:共同代表者として同時に複数の申請を行うことはできない。当該研究者に「研究協力者」として参画いただくことは可能。

Q2:九大側の共同代表者の「若手研究者」の定義は何か。学術研究員(特任助教等の称号付き)は申請できるか。(◆)

A2:九大側の申請資格では「40歳未満の教員(特定有期教員を含む)」としており、本プログラムを通じて将来的に両機関間の連携研究拠点へと大きく発展していく連携の実現を期待している。外部資金等による特定の研究プロジェクトや共同研究、受託研究など特定の業務に従事するものとして雇用されている学術研究員の方は申請不可。なお、共同代表者(実施責任者)としてではなく、研究グループの一構成員である「研究協力者」として補助的に参画いただくことは可とする。

Q3:理研の研修生 JRA などの身分でも共同研究の代表者になれるのか。(○)

A3:令和2年度の募集では、理研の共同代表者の資格を「交付金およびこれに準じる予算で雇用されている研究者」としたので、申請不可。

Q4:理研において所属長が獲得した外部資金で雇用され、研究員(職名)として研究活動を行っているが、共同代表者としてプログラムへの申請は可能か。(○)

A4:外部資金によるプロジェクト研究では専従義務が課せられているため、申請は不可とする。交付金に準じる予算での雇用など、不明な点があれば、個別に問い合わせください。

Q5:申請にあたって、理研側の共同代表者は、ポスドクでもよいか。(○)

A5:理研での応募資格は、「交付金およびこれに準じる予算で雇用されている研究者」とした。これに該当すれば、申請は可とする。

Q6:研究協力者に学部生を加えることは可能か。(◆)

A6:研究協力者の「大学院生等」とは、大学院生や学術研究員、ポスドクなどを想定していることから、学部生は不可。ただし、本申請における「研究協力者」としてではなく、学生アルバイトなどの形でかかわることは可能。

2. 申請関係書類について

Q7:概念図（ポンチ絵）は、絵や図形を含むかどうかは関係なく、普通の研究計画書の形（各研究テーマに対して研究内容を詳しく述べる形）でよいか。（■）

A7:概念図は、研究内容を理解しやすくするために研究計画を補足する目的で作成いただくもの。研究内容を詳しく述べる文章であれば、制限枚数を超えない範囲で①研究計画書に記載いただき、②概念図は原則、図表を主とすること。概念図を説明するための文章（Figure legend）を図表とともに記載いただくことは可とする。

Q8:応募書類のポンチ絵は（募集要項では2ページ以内となっているが）、1ページでの提出でもよいか。（■）

A8:1ページで今回の申請内容の補足説明が十分にできるのであれば、1ページでの提出でも差支えない。

Q9:研究計画書の「5. 研究業績欄」の記載について、理研と九大の著者に下線を引くこととあるが、これは今回の申請における研究協力者として参加する理研・九大の著者に線を引くという意味か。それとも、理研と九大に所属している人は全員下線を引くのか。（■）

A9:計画書に記載いただく論文等の中に理研や九大所属の方がいれば、研究協力者如何に関わらず、全員に下線を引いてください。

Q10:研究計画書の「6. 外部資金」の欄は、日本国内だけの外部資金を記載するのか。外国で取得した外部資金がある場合、それも書くべきか。

また、共同研究代表者が「研究代表者」となるような外部資金のみ記載するのか。（■）

A10:外国で取得した外部資金も記載いただきたい。

また、令和2年度より記載対象を明確化し、共同代表者本人が「研究代表者」として獲得しているもの、あるいは、「研究分担者」の場合には、分担金として配分される額の総額が200万円以上である場合に記載すること。

Q11:研究計画書の様式の枠を拡げたり、元々のページ数を超えて記載することは可能か。またフォントのサイズを変更して記載することは可能か（■）

A11:申請書の書式をエクセルファイルからワードファイルに変更しました。

簡潔に記載することを原則とするが、全体で4ページ（両面で2枚まで）を超えない範囲で、適宜記載枠を広げることができるものとする。フォントサイズは変更しないこと。

「2. 必要経費」の経費明細、「3. 研究グループ」の研究協力者、「5. 研究業績等」の要求された項目、「6. 外部資金」などは、適宜行を追加して記載すること。

「4. 研究目的等」の研究計画や研究方法については、当初の行数にこだわらず、説明すべき事項をわかりやすく記載すること。

3. 必要経費について

Q12:相手先機関での出張測定や、学会出張への費用支出は可能か。(■)

A12:本プロジェクトの遂行に必要な支出であれば可能。ただし、学会出張への支出に関しては、単に学会への参加だけではなく、本プロジェクトに係る研究発表等の場合を想定している。

Q13:募集要項にて必要経費の「備品費が経費全体の50%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画書に記載すること」となっているが、これは理研・九大一方でも50%を超える場合に該当するのか。それとも理研・九大の必要経費合計に対して50%を超えた場合か。(■)

A13:理研・九大の必要経費合計額に対して備品額合計が50%を超えた場合に、その理由・必要性について研究計画書に記載すること。

4. その他

Q14:本申請は相手方機関に別途提出する必要はあるか。(■)

A14:令和2年度の募集では、応募書類の提出手続きが変更されている。共同代表者は同一の応募書類をそれぞれが所属する研究センターの推進室または所属部局の事務部を通じて、それぞれ九大・理研科技ハブ支援室へ申請いただきたい。

Q15:募集要領には8-(2)で研究代表者が他機関への異動などで申請資格を失う場合は支援室あてに書類を提出し承認を得ることとあるが、どのような扱いになるか(異動後も研究続行可能か、あるいは中止する必要があるか、など)。(■)

A15:変更後の計画を基に、九大・理研科技ハブ支援室にて共同研究継続の可能性について検討する。